

お知らせ

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費助成券の申請を受け付けます

平成25年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

▼福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

人工透析患者：年間48枚

身体障害者等：年間24枚
満80歳以上：年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

4月1日～平成26年3月31日

■申請手続き

各支所総合窓口・各出張所・福祉課

（たしばなケアプラザ内）
○持参するもの
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・印鑑

▼はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚

■内容

（1か月4枚）
施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を

助成します。

■有効期限

4月1日～平成26年3月31日

■申請手続き

各支所総合窓口・各出張所・福祉課

（たしばなケアプラザ内）
○持参するもの 印鑑
※4月からご利用になりたい方は、3月11日(月)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820(77)5505

農業者健康管理センターの年間利用について

平成25年度に年間を通して、多目的ホールの利用を希望される団体の申請を受け付けます。

■申請要件

- ① 小中学校、スポーツ少年団およびそれに準ずる団体
- ② 大島郡体育協会加入団体およびそれに準ずる団体
- ③ 広く町民の健康増進を図る目的の団体

※いずれも、周防大島町内の団体に限りです。

■使用料

- ・①の団体 免除(無料)
- ・②、③の団体 週1回の利用につき 全面使用 年額2万円

犬を飼われる方へ

生後91日以上犬を飼始めた方は、町へ登録をしてください。(登録には手数料3,000円が必要です。)

▼犬の登録内容に変更があるとき

- ① 犬が死んだ場合
町へ死亡届を提出してください。
- ② 町内に犬が転入した場合
前の自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、町で手続きをしてください。
- ③ 町外へ犬が転出した場合
転出先自治体の犬を担当する課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。
- ④ 飼い主および住所の変更の場合
町で変更の手続きをしてください。

◆問い合わせ 生活衛生課
☎0820(79)1010

半面使用 年額1万円

■利用日時

月～日曜日
午前8時30分～午後10時
(準備、片付の時間を含む)
ただし、12月29日～1月3日の休館日のほか管理上の都合や諸日程等により利用を制限させていただくことがあります。

※希望の日時が重複したときは、話し合いまたはくじ等により調整させていただくことがあります。

■申込期限

3月4日(月)まで(必着)

■その他

椋野体育館(旧椋野小学校体育館)も使用可能ですのでご希望があればお申し出ください。

■申し込み・問い合わせ

久賀公民館

☎0820(72)2271

大島・日良居・東和グラウンドおよび防災広場の年間利用について

平成25年度に年間を通して利用を希望される団体等の申請を受け付けます。

■利用日

月～日曜日
(ただし、町主催・共催各種行事がある場合等は除く)
※利用日が重複した場合は調整・抽選する場合があります。
※詳細は申し込み先にご確認ください。

■申込締切

3月1日(金)

■申し込み・問い合わせ

○大島グラウンド